

「はくうんかん児童クラブ」利用規約

第1章

(名称)

第1条

当学童保育の名称は「はくうんかん児童クラブ」(以下「クラブ」という。)という。

(目的)

第2条

当クラブは、伊達市内の小学校のうち主に梁川小学校(以下「学校」という。)の児童の放課後及び日曜・国民の休日を除く学校休業日(春・夏・秋・冬休み等)を指導員の援助のもとに、児童が健康で安全に安心して過ごせる居場所、勉強・遊びを充実させるための場所を提供することを目的とする。

(運営)

第3条

クラブの運営は、志学白雲館が行う。

(活動場所)

第4条

クラブの活動場所及び事務所は伊達市梁川町中町42-3に置く。

(利用規約)

第5条

この利用規約は、クラブが提供するサービスを、第8条所定の会員(以下「会員」という。)が利用する場合に適用する。

(本規約の範囲)

第6条

- 1、クラブが、この利用規約本文の他に別途定める各サービスの「パンフレット」または別途個別に通知等で規定する各サービスの利用上の決まり、及びその他の利用条件等の告知(以下、併せて「利用規約等」という。)もこの利用規約の一部を構成するものとする。
- 2、この利用規約本文の定めと利用規約等の定めとが異なる場合には、当該利用規約等の定めが優先して適用されるものとする。

(本規約の変更)

第7条

- 1、クラブは、会員の下承を得ることなく、この利用規約を変更することができるものとする。この場合には、サービスの利用条件は、変更後の利用規約によるものとする。
- 2、変更後の利用規約については、クラブが別途定める場合を除いてオンライン上もしくは施設等に表示した時点より効力を発するものとする。

3、会員は、規約の変更に対し、異議を申し立て、権利を主張し、その他一切の請求をすることができないものとする。

第2章

(会員)

第8条

会員とは、クラブの趣旨に賛同し、本規約等に同意した上で、入会を申し込み、クラブが会員として承認した保護者及びその児童をいう。

(保護者会)

第9条

クラブは毎年4月に保護者会を開催する。保護者会においては、年度の運営計画、保護者への要請事項等の報告を行う。

(開所日及び開所時間)

第10条

平日:児童の下校時刻から19時

学校休業日(土曜日・春・夏・秋・冬休み等):8時から19時

日曜日・国民の休日・お盆(8月13日～15日)、年末年始(12月29日～1月3日)及びその他災害等によりやむを得ず開設することが困難な場合は原則として開所しない。

(児童の帰宅)

第11条

児童の帰宅は、保護者が迎えに来ることを原則とする。

(入会)

第12条

1、入会を希望する児童の保護者(以下「入会希望者」という。)は、クラブに入会申込書を提出する。所定の入会申込書に必要事項を記入、押印した上、クラブが定めた必要書類を添えて提出するものとする。

2、入会希望者は、入会申し込みに関わる必要事項について真実を記入しなければならないものとし、虚偽の記載をした場合には、クラブは、入会を拒否し、入会承認後であっても会員資格を一時停止又は除名できるものとする。

3、会員は入会時に食物・薬・動植物等のアレルギー、病気、障害の有無を申し出る必要があるものとする。申し出をしなかったことにより発生したトラブルや損害については、クラブは、一切の責任と損害賠償の請求を免れるものとする。

(契約)

第13条

契約期間は1年間(年度契約)とする。契約延長については、双方(クラブ及び入会者)からの申し出がない場合は利用規約等に記載された条件にて1年間の自動更新とする。

(会員の停止・除名)

第14条

クラブは、次の各号のいずれかに該当する場合は、会員資格を一時停止もしくは除名することができるものとする。この場合、会員は、会員に属する日を含むまでの利用料金に未納金がある場合、直ちに完納するものとする。

- 1、本規約等に違反した場合
- 2、料金の支払いを怠った場合
- 3、クラブの運営を妨害した場合
- 4、クラブの信用を毀損した場合
- 5、クラブの財産を侵害した場合
- 6、他の会員の身体、財産、名誉、信用を毀損した場合
- 7、法令、公序良俗に違反し、犯罪に結びつく行為をした場合
- 8、クラブの趣旨に著しく反する行為をした場合
- 9、その他、クラブの運営に支障があるとクラブが判断した場合

(入会金)

第15条

別に定める会費規約参照

(会費)

第16条

別に定める会費規約参照

(休会)

第17条

- 1、特別な事情により休会する場合は、クラブに休会届を届け出なくてはならない。休会期間は2ヶ月を限度とする。既払月利用料金については、原則払戻しが出来ないものとする。
- 2、休会期間が2ヶ月を経過した場合は、自動的に退会となるものとする。

(退会)

第18条

- 1、退会は原則として、1ヶ月前に退会届をクラブに提出しなければならない。
- 2、既払月利用料及び年会費については原則払戻しが出来ないものとする。

(学童保育共済の加入等)

第19条

予期しない事故などが発生した場合、クラブは公的な組織ではないため、その事故責任・賠償などをクラブ・指導員・保護者等に求めることは困難であることから、その対応として学童保育共済に加入する。

(変更の届出)

第20条

会員は、届出会員情報に変更があった場合には、速やかにクラブに所定の方法にて変更の届出を行う。

(責任事項)

第21条

- 1、会員は、自己の責任においてサービスを利用するものとし、そのサービスを利用してなされた一切の行為とその結果について、クラブの責任に帰すべき事由による場合を除き、一切の責任を負うものとする。
- 2、会員は、サービスの利用に伴い、第三者から問い合わせ、クレーム等が通知された場合は、自己の責任と費用をもって処理し解決するものとする。
- 3、会員は、第三者の行為に対する要望、疑問もしくはクレームがある場合は、当該第三者に対し、直接その旨を通知するものとし、結果については、自己の責任と費用をもって処理し解決するものとする。
- 4、会員は、サービスの利用により志学白雲館の施設及び商品等又は第三者に対して損害を与えた場合(会員が、この利用規約上の義務を履行しないことによりクラブ又は第三者が損害を被った場合を含む。)、自己の責任と費用をもって損害を賠償するものとする。

第3章

(サービス内容等の変更)

第22条

クラブは、会員に事前通知した上、サービス内容・名称を変更することができるものとする。

(料金の改定)

第23条

クラブは、会員に事前通知をした上で、経済情勢等の変動又は経営上都合により入会金、月会費、その他料金を随時改定できるものとする。

(施設の廃止・利用の制限)

第24条

1、クラブは、天災地変、法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化、経営上の都合その他やむを得ない事由が発生した場合、施設及びサービスの一部を廃止し、また、その利用を制限することができるものとする。

また、それに対する補償は一切行わないものとする。

2、会員は、前2項の場合において、何ら異議申し立てることができないものとする。

(サービスの提供の中止)

第25条

1、クラブは、会員に事前通知をした上でサービスの全部又は一部の提供を中止することができるものとする。

2、クラブは、サービスの提供の中止の際、前項の手続きを経ることで、中止に伴う会員又は第三者からの損害賠償の請求を免れるものとする。

(個人情報)

第26条

1、クラブは、会員の個人情報、以下の目的のためにのみ利用するものとする。

- (1) 会員の本人確認のため
- (2) 入会審査等の手続き
- (3) サービスの提供、イベント、会費等に関するお知らせ
- (4) 緊急時の連絡、問い合わせ、その他諸対応
- (5) その他、会員から得た同意の範囲内で利用

2、クラブは、前項の利用目的の実施に必要な範囲内で個人情報を業務委託先に預託することができるものとする。この場合、業務委託先との契約において本規約に基づくクラブの業務と同等の義務を負わせるものとする。

3、クラブは、会員の同意を得ることなく、第三者に会員の個人情報を開示、提供しないものとする。

4、前項に関わらず、刑事訴訟法第218条(令状による捜査)、その他同法の定めに基づく強制的処分が行われた場合には、学童保育は、当該処分の定める範囲内で個人情報を開示することができるものとする。

(専属的合意管轄裁判所)

第27条

会員とクラブの間で訴訟の必要が生じた場合、福島地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とするものとする。

(雑則)

第28条

この規約に定めるもののほか、クラブの運営上必要な事項は、クラブ又は保護者会で、別に定める。

附則

この規約は、平成30年4月1日より発効する。